

京都市交通局管理規程第8号

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年2月21日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号ア(イ)中「(ア)」の右に「及び(イ)」を加え、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 借地借家法第23条の規定の適用を受けるとき。 10年以上50年未満
第20条第2項中「を除く)」を「及び(イ)を除く。)」に改める。

第22条第1号ア(イ)中「(ア)」の右に「及び(イ)」を加え、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 借地借家法第23条の規定の適用を受けるとき。 10年以上50年未満
第22条に次の1項を加える。

2 前項(同項第1号ア(ア)及び(イ)を除く。)の期間の更新については、第9条
第2項の規定を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)